

(事業計画書様式1)

1 施設概要

文化・自然体験施設名	大塚・歳勝土遺跡公園文化体験施設 都筑民家園
所在地	横浜市都筑区大塚西2番
公園面積、公園種別	約 8,200 m ² 、歴史公園
主な施設	主屋、茶屋、庭、屋敷林、屋敷畑、池、竹林
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・都筑の貴重な歴史を伝える市指定の文化財 ・茅葺の民家とともに、屋敷構えを彷彿とさせる園庭 ・古民家にふさわしい文化体験ができるイベントの実施 ・文化財の展示にとどまらず、実際に建物、施設を使い五感で理解・体験できる、保存と活用を図る
公園開園日	平成8年(1996年)3月25日

2 指定管理者概要

指定管理者名	NPO 法人都筑民家園管理運営委員会
代表者名	理事長 宮本 毅
所在地	横浜市都筑区大塚西2番
指定管理期間	R4年4月1日からR9年3月31日
現指定管理者管理運営開始日	平成18年4月1日

(事業計画書様式2)

1 文化・自然体験施設の管理運営にあたっての基本方針(ビジョンとミッション)

管理運営の目指す姿(ビジョン)

都筑民家園は「保存と活用」を基本とし、見学施設とするだけでなく、年中行事、伝承文化講座、及び文化交流イベントなどを通じて横浜市の文化財である古民家と茶室を活用した、文化体験施設として、地域交流の促進と、地域の活性化を図る文化活動拠点とすることを目指して運営します。

指定管理者が担う役割・使命(ミッション)

- (1) 自然に根差した先人の知恵を体験できる場としての運営
- (2) 年中行事が単なるイベントではないことを理解できる施設運営
- (3) 古民家を活用した多様な市民が活用できる施設運営

2 運営業務の実施計画・取組

文化体験施設の役割を理解し、街づくりの文化体験活動拠点としての役割を果たす運営をします。地元町内会、ボランティアグループ、様々な文化活動団体と連携して自主事業を企画運営、市民還元を図ります。

(1) 自然に根差した先人の知恵を体験できる場としての運営

① 自然環境に寄り添う持続可能な維持管理

- ・安全安心、快適な公園施設の維持と園内整備（園路の安全確保、雨水排水桝の整備）
- ・農家の庭先にふさわしい景観畑や竹林を整備。収穫物は市民還元します。
- ・自然のサイクルに合わせ、枯れ葉ケージの整備、剪定枝をチップ処理堆肥化してリサイクル、持続可能な景観を維持します。

② 先人の生活の知恵を体験

- ・文化体験や各種講習会は地域の団体や民家園ボランティアグループの協力を得て、伝承文化（折り紙、味噌づくりなどの）体験講座を開催します。また、竹林整備、畑整備、茶畑整備、花壇整備、ビオトープ整備、低木剪定整備では、先人から受け継いだ技術を継承しながら整備を実施します。
- ・ボランティア協力者の参加し易い開かれた運営を心掛け、活動の場を提供します。

(2) 年中行事が単なるイベントではないことを理解できる施設運営

① 日本文化の体験の場としての役割（市指定文化財の茅葺き建築）

- ・季節に応じた年中行事や日本の伝統的な文化を親しみやすいイベントとして開催します。特に江戸期に始まった五節句については全国の様々なしきたりや慣習を展示に取り入れ、全国の節句に親しむことができる行事を提供します。
- ・古民家を活用した誰でも参加できる文化体験行事を企画・運営します。（和の古典楽器演奏体験、留学生対象の着物文化体験、かまど体験、竹細工体験、郷土の歴史・文化を知る体験など広く参加者を募ります。）

② 市民に親しまれる本格的茶室(日本の数寄屋建築)

- ・数寄屋建築の本格的な茶室を活用した文化体験行事を企画・運営します。（初めての茶道体験を含む様々な流派の講師による茶道講座、煎茶講座、数寄屋建築お茶室で楽しむお茶室カフェを提供します。
- ・夏休みなどに子供たちに和の作法を教え、お茶をいただく体験会（キッズ茶会など）や外国企業や在住外国人に各流派の講師からお茶の体験会を開催します。

(3) 古民家を活用した多様な施設運営

① 地域住民のコミュニティ活動の拠点

- ・地域の方々と連携するコミュニティ活動の拠点として大切に保存活用し、「地域の歴史文化を伝える様々な行事を通じて、地域に密着した愛着ある施設運営を図ります。より多くの市民の方が参加できるイベントを提供していきます。
- ・地域の拠点として施設を訪れる人が安全に、快適に過ごせる施設を目指し、スタッフ、ボランティアのマナーアップ研修を通じて来館者の満足度向上に努めます。

② まちづくり情報発信地

- ・近隣の文化施設と連携した情報発信を図ります。大塚遺跡茅葺補修イベントと連携して民家園会場で一般参加の茅葺模擬体験ワークショップなどを開催。賑わいづくりの情報発信をHPやSNSを通じて発信していきます。
- ・来園者やイベント参加者からのアンケートにより意見集約を図り、近隣の公共施設や団体とも連携し、市民ニーズを分析しながら次の活動に反映、地域の街の賑わいづくりにもつながる活動を通じ、情報を発信していきます。

3 管理運営体制、人員の配置と研修計画

(1) 管理運営体制

(令和4年度 人員体制表)

職種	役割
施設長 1名	管理運営責任者
副施設長 1名	管理運営副責任者
運営スタッフ 6名	運営管理担当、施設管理担当、維持管理担当

(2) 勤務体制

(令和4年度 勤務体制表)

職種	主な業務内容	月	火	水	木	金	土	日
施設長	全体総括、事業運営、施設管理統括、危機管理担当	○		○		○	○	
副施設長	会計、事業運営、施設管理、維持管理、		○		○			○
職員① リーダー	運営管理（総務、広報）、維持管理					○		○
職員②	運営管理、維持管理（総務）			○			○	
職員③	運営管理、維持管理（広報）	○			○			
職員④	運営管理、維持管理							○
職員⑤	運営管理、施設管理		○					
職員⑥	運営管理、維持管理			△			○	

原則：土日3人体制、平日2人体制、△低木剪定等半日

(3) 人員体制の考え方・職能等（様式14）

①人員体制と業務分掌

- ・通常勤務時は事務長1名＋職員1名の2名体制。曜日固定はせず、施設長を含めてシフト制。施設長、副施設長、リーダー、一般職員で補完して日常業務を分担。自主事業等、行事開催時は通常時2名体制に加え、適宜シフト外勤務で増員し補充します。
- ・事務局業務として開園業務（鍵開閉、日常管理、巡視）、事業運営（行事企画、運営）、広報業務（行事予定、チラシ、HPなど）、施設管理（建物・工作物点検、修理）、維持管理（清掃、植栽、池・ビオトープ）、会計（出納、税務）、多様な人材が所属していて、得意分野を生かしながら、ワークシェアして業務分担します。

②必要な（保有する）機能（資格、技能、経験）

- ・事務局として不足する機能については有償、無償の協力体制を作り対応します。
- ・維持管理：造園管理、刈り払い機・チェーンソー操作、植木剪定等
- ・施設管理：建物施設管理（建築、設備、電気）防火管理者、食品衛生管理者等
- ・事業運営：経理・会計・税務、労務関係、広報（HP制作、DTP制作、SNS）、ITシステム（Word・Excel、パワーポイント操作など）、各種体験行事の企画、運営（イベントコーディネート、当日運営とりまとめ）

(4) 職員の人材確保及び人材育成・職員の研修方針及び計画について

①職員の確保・育成研修方針：

- ・職員は公募により、文化体験施設の維持管理と共にまちづくり活動、文化体験イベントの企画運営に興味のある人材を広く受け入れ発掘、確保に努めます。
- ・民家園職員に対しては運営管理、施設管理、維持管理の各機能について研修を通じてスキルアップを図ります。
- ・今後は施設の管理運営にとどまらず、市民のための「地域の共有財産としての位置づけ」や「市民で守り活用する文化体験施設の役割」を理解し、街づくりの賑わい創出につながる文化活動拠点を牽引できる地域人材として育成に努めます。

②職員の研修計画：

- ・職員の研修は外部研修の活用、内部研修（スタッフ会議及びOJT）を行います。
 - i 次期管理者層の育成について
 - ・副施設長は会計業務や広報業務、行事の企画段階での調整業務等の実務経験を通じて、管理者としてのスキルアップを図ります。
 - ・具体的には、長期的なビジョンとミッションの確認、共有化を進めます。会計、税理、労務の関しては日常業務の中で個別研修するとともに、会計税務については税理士事務所、労務管理については社労士事務所など専門家の指導を受けながらスキルアップを図ります。
 - ・建物、設備の維持管理については今後、文化財保存、数寄屋建築の茶室の保存に関して専門家の指導を受けることができるように事務局アドバイザーとして、助言を頂ける体制を検討します。
 - ii 運営管理について
 - ・従来の民家園案内パンフに加えて古民家ガイドブックを整備し、スタッフ研修を実施します。研修会2回。
 - ・多様な来園者へ適切に対応できるように障がい者等への対応、外国人への対応などのマナー研修を実施します。(1回/年)
 - iii 施設管理について
 - ・横浜市歴史博物館の学芸員による文化財古民家ガイド、日常の手入れ方法について、2回/年のスタッフ研修会を開催します。
 - ・建築、電気、給排水、造園、食品衛生、防火・防災管理などの基本的な管理能力の向上を図ります。
今後の食品提供イベント管理に備え食品衛生管理者研修（外部研修）に1名参加させるほか、横浜市公共施設の維持管理研修（外部研修）に1名参加します。
 - iv 維持管理について
 - ・スタッフの管理能力の共通化のため、日常清掃のマニュアルを作成、研修会を開催します。(2回/年)
 - ・危機管理マニュアルを見直すとともに研修を実施します。(2回/年)

(事業計画書様式3)

1 利用者サービスの向上・利用促進策

(1) 利用者サービス向上策

① 民家園利用案内、展示、解説

- ・文化財としての長澤家住宅紹介ガイド、数寄屋建築としての茶室パンフレットを作成し、建物見学者に対してのサービス向上を図ります。また、民家園のパンフレットを見直すともに、年中行事の五節句について全国のしつらえや慣習についての紹介パンフレットを作成配布します。(長沢家ガイド、五節句紹介の2種類作成)
- ・行事予定は民家園HPにタイムリーに掲載、SNS (FB) を通じた情報発信をします。

② 心地よい場所の提供

- ・アンケートでも気持ちの良い手入れに満足頂いていますが、日常的な清掃を通じ、主庭もゴミのない清潔感を保ち、枯れ葉の清掃をこまめに実施します。また、植栽、花壇の整備に努め、来園者が季節感を感じる憩いの場となるように手入れをします。
- ・事務所の受付も声掛けをしやすいように開放的にカウンターを整備、コロナ対策のシールド対策をして来園者がコミュニケーションしやすい環境づくりをしています。

(2) 利用促進策

- ・月10件、計画的に対面アンケートを実施。市民のニーズ、意見要望を聴取・分析、事務局スタッフで共有化、協議して、具体的な利用促進サービスの向上に反映します。
- ・遺跡公園来訪者を民家園行事に誘導するための「イキイキ子どもデー」と「遺跡公園まつり」の連携、民家園会場での一般参加の茅葺模擬体験ワークショップ開催などを通じ、隣接公共施設と公園施設の相互利用促進を図ります。
- ・茶室の利用促進を図るため、「民家園茶室活用の会」と連携し茶の湯文化を中心とする日本文化の体験・交流事業を企画するとともに、日本の数寄屋建築を生かしたイベントについてもニーズの聞き取り等を実施して、新規活用イベントを発掘します。(2件/年)

2 広報・プロモーションの取組

(1) 広報について

- ・各種イベントの広報は民家園HP、FBに掲載、ミニコミ誌、一般紙、Web媒体への告知先を増加して、対象者を考えた効果的なPRをします。(現在10社→15社)

(2) 広報紙媒体について

- ・一般来園者向けに、園内4か所の掲示板にチラシを掲示します。
- ・近隣の方たちに来園の機会を増やすため、地元町内会には(2~3町内会)チラシを配布、地元町内会、駅前町内会掲示板へのチラシの掲示をお願いします。
- ・広報よこはま都筑区版へのイベント情報掲載により利用者参加機会を拡大します。

(3) Web媒体 (HP、SNS) について

- ・民家園HPに行事予定を掲載するほか、横浜市歴史博物館HPとのリンクによる情報発信を充実させます。また、HP閲覧の快適性向上のためのWebサーバー更新をします。
- ・Web媒体(港北経済新聞、東急イツコムなど)の媒体への情報提供(行事予定など)をするとともに、若年者へ向け、ソーシャルメディアを活用した広報活動を展開します。

(4) プロモーション(五節句行事)について

- ・重点的に取り組む五節句行事については民家園ファンの定着を狙いに、HP、FBを活用した告知やイベント開催後YouTubeチャンネルを活用した行事内容等の動画での情報提供を進めます。
- ・また、五節句行事について調査した日本の各地の慣習についても簡易パンフ作成、HPへ掲載することで、民家園ファンの定着を目指します。

3 市民協働・市民主体の活動の支援・地域人材育成

(1) 市民協働について

- ・地元連合町内会との連携イベント（公園草取り、餅つき、七草粥、節分）を実施し、地域の賑わいや新旧住民の交流を図ります。
- ・市民の方からの持込み企画に対して、邦楽の春のコンサート、茅葺ワークショップなど民家園にふさわしいイベントとして新しい団体との協働の場を作ります。（新規2件）
- ・大人から子どもまでだれでも参加できる、多文化共生可能な古民家のアート活動として「民家園 de アート」を企画・運営し、広がりをもった市民参加、市民協働を目指します。
- ・茶室を活用する市民が組織する「民家園茶室活用の会」が茶室における様々な活動を企画して市民に親しまれるイベントを開催します。（新規1件）
- ・活用の会は茶室の定期清掃、茶庭(露地)の整備、茶道具の管理保管など維持管理を行うとともに、参加型の手作りの「まち普請」として、茶室の補修・保全、生垣の補修、露地の庭木剪定、ビオトープの水草整備など市民が参加できる場づくりを行います。

(2) 市民主体の活動の支援、地域人材育成について

- ・ボランティア活動の支援の場づくりのため畑作業、竹林作業、花壇作業、ビオトープ作業、茶畑作業、茶室露地作業などの市民主体のボランティア活動を支援します。
- ・文化体験施設としての理解を促すとともに、広く市民から参加を募り、ボランティア活動を通じ、様々な活動のできる地域人材の育成を図ります。
- ・夏休み青少年ボランティア体験活動（池、茶室露地の清掃）は「都筑多文化・青少年交流プラザ(つづきMYプラザ)」と連携しボランティア活動、青少年の人材育成に貢献します。
- ・近隣商業施設とは横浜市が進める SDGs（持続可能な開発目標）の一環としての地域資源の竹を活用した七夕、門松づくりイベントを通じ、市民と協働したボランティア活動の場を提供します。
- ・民家園の竹林体験、季節行事の体験などの行事を通じ、様々な地元教育機関（保育・幼稚園・小学校など）とボランティアの交流を図ります。

4 災害時の緊急対応

- ・緊急時の災害対応、火災対応、事故急病人の対応については対応手順のフローチャートを事務所に掲示します。緊急連絡網及び緊急時連絡体制は適宜見直しを行い、スタッフに周知を行います。今後、総合的な「危機管理マニュアル」として整備をします。
 - ・災害発生時は速やかに北部公園緑地事務所に第1報を報告するとともに、応急処置をします。その後、公園事務所とも協議の上対応策を決めて現場対応をします。
- ① 地震：「都筑民家園防災マニュアル」に基づき職員の安全確保、来園者、利用者の安全確認避難誘導を行います。
 - ② 台風・暴風雨：各施設の戸締りや収納の固定。収まった後に被害状況を確認します。特に、園路の通行の妨げとなる枯損木、倒木は通行禁止処置をした上、北部公園緑地事務所に報告し撤去方法について相談します。
 - ③ 大雪：雪かき道具事前準備。雪かきによる歩道の確保、落雪注意の看板設置をします。
 - ④ 火災：利用者の避難誘導、初期消火、迅速な119番通報を励行します。
毎年1月の文化財防火デーに合わせて、消防訓練、避難訓練を実施します。2年に1回、都筑消防署と連携し、地元消防団も参加する文化財消防総合訓練を実施します。
 - ⑤ 各種注意報、警報発出時（含むコロナ感染症予防）：
熱中症対策として作業前の検診を行います。また、感染症予防のまん延防止措置、緊急事態宣言の県、市の方針に沿った予防対策と、対応について公園事務所と密接に連絡を取り対応します。

5 安全対策・防犯対策

- ・休日夜間警備は機械警備システムを導入して監視しています。
- ・日常安全対策は日常的に園内清掃、不具合事項の点検（園内の安全確保、不審物、忘れ物など）をおこない、不具合があれば事務局スタッフで共有、速やかに対応します。
- ・事務所の防犯対策は必ず1人は在室することとし、不在になるときは施錠し、「主屋にいます」などの札を出して来園者に迷惑がかからない対応をします。
- ・不審者が管理区域内に入らないように駐車場、園内の門、各建物にそれぞれ施錠をして管理しています。不審者の発見は事務局スタッフの巡回で早期発見に努めます。不審者発見した場合、速やかに状況観察の上施設長に報告、必要に応じ北部公園緑地事務所と協議、状況判断し地元警察に通報し対応します。
- ・指定管理区域内、公園内での事件・事故については事件・事故発生時点でまず現場確認、施設長は第1報を作成し北部公園事務所に報告、必要に応じて警察に届け出を行います。

6 苦情・要望への対応・不法行為対策について

(1) 苦情・要望への対応

- ・公園利用者への声掛けを徹底し、日ごろから利用者の意見や要望を聴取します。また、利用者アンケートを継続的に実施し、意見を収集、4半期集計分析し、改善につなげます。
- ・要望に対しては速やかに対応可否を判断し、内容に応じ関係機関と協議して迅速に回答を導き回答します。

(2) 不法行為対策

- ・路上駐車は発見時、都度警告張り紙をして、近隣の方々への迷惑がかからないように対策を進めます。禁煙区域での喫煙は発見の都度注意喚起をします。
- ・公園内不法投棄は公園愛護会の見守りの協力も得て、日常巡視で早期発見に努めます。

7 本市の重要施策を踏まえた取組・個人情報保護・情報公開・人権尊重・障害者差別解消

*業務遂行に当たり横浜市の関連する法令の内容を理解、遵守に努めます。

(1) 個人情報の保護：

- ・「個人情報管理責任者」を選任し、情報機器類や文書台帳の保管管理を徹底します。
- ・「個人情報保護マニュアル」に従いスタッフ研修を行い（1回/年）、個人情報の取り扱いを徹底します。
- ・個人情報記載書類については、保管期間を終えたものは適切に処分します。

(2) 情報公開：

- ・指定管理運営業務に関し保有する情報公開等は「情報公開規定」に基づき運用します。市民から情報開示請求があった場合は、北部公園緑地事務所と協議の上、請求の翌日から14日以内に回答、やむを得ない場合には60日以内に回答をします。

(3) 人権尊重：

- ・インターネットによる人権侵害ハラスメント（パワハラ、セクハラ）防止についてスタッフ研修をします。（1回/年）
- ・来園者の人権尊重についてはボランティア、スタッフ共通の理解をするために人権に関する横浜市の研修会に参加します。
- ・その人の適正と能力に基づいた採用選考、働きやすい職場環境づくりに努めます。

(4) 障がい者差別解消：

- ・横浜市の「障がいのある人も、障がいの無い人も暮らしやすい横浜」の実現を目指し、当園においても障がいのある人への「合理的配慮の提供」に努めます。
- ・障がい者及びその支援グループが日常的に施設を利用できるように見守ります。

(事業計画書様式4)

1 文化・自然体験施設の維持管理の基本方針

- ・市の指定文化財として文化的、歴史的価値を有する「地域の共有財産」として大切に保存します。単に保存するだけでなく文化財古民家の空間を活用することで日本伝統建築の良さを理解できるように維持します。
- ・先人たちの知恵が濃縮された古民家は、建物全体、茅葺屋根、部屋割りにも意味・文化があることを認識、その活用に気を配るとともに日常点検等、きめ細かな維持管理に努めます。
- ・来園者は古来の生活を体験できるよう、往時の生活空間と機能（建具を外すことで大空間演出）を生かした建物を公開活用します。
- ・農村の風景として建物も庭も一体的に整備された緑豊かな景観資源として、庭園、景観畑、屋敷林、周囲の竹林の適切な維持管理をし、景観を損ねることのない活用を図ります。
- ・所蔵する農具や身の回りの品々は当時の生活を知る貴重な資料として、展示・活用しながら保存します。

2 文化・自然体験施設の施設（建物等）・設備の維持管理

- (1) 建物・設備等点検保守：**日常点検：1回/日、月例点検：1回/月
 - ・建物・設備目視点検は毎日実施、細かな点検は点検表に基づき実施します。
 - ・主屋は掃き、拭き掃除等丁寧に維持管理します。日常保守で利用者安全性を確保します。
 - ・修繕計画の素案策定を意識した日常点検を行います。
- (2) 備品・展示品・所蔵品管理：**
 - ・建物付属の備品リスト（含む展示品、所蔵品）を作成。臼や杵、かまど、囲炉裏等の手入れは日常点検し、備品台帳は横浜市備品と、自費購入備品は別台帳で管理します。
- (3) 修繕：**
 - ・小規模修繕：修繕が必要な場合は事前に横浜市に連絡し、10万円以下の小規模修繕および日常管理で生じる電球交換や備品類等の修繕を実施します。
 - ・修繕履歴の記録保存：破損又は故障が発生した場合は速やかに修繕し、記録に残します。
 - ・貸与品の破損：汚損等、使用不能となった場合は購入補充。経年劣化や部品供給終了等により修繕不能の場合は、北部公園緑地事務所に報告、協議の上必要な措置を講じます。

3 樹木・植栽等の管理

- (1) 樹木管理**
 - ・民家園の静謐な雰囲気や環境を損なわない維持管理に努め、主庭は古民家の和の佇まいを基本に、地域に育つ花など和花を中心に植栽し維持管理を行います。
 - ・高木（雑木林、屋敷林）は現有の植生を保存します。外灯にかかり防犯上問題となる部分や、高木の立ち枯れ等は北部公園緑地事務所に連絡、協議し適切に処理します。
- (2) 屋敷畑、植栽管理**
 - ・屋敷畑や茶畑は昔の民家の景観畑を再現し、収穫作物は行事活用または市民還元します。
 - ・春から夏場の雑草繁茂時期には、理事、地元町内会、協力者グループの協力を得て草取りを実施し、中低木については花木の剪定時期に合わせ、剪定作業を行います。

4 巡視・清掃

- (1) 巡視・日常点検等：**
 - ・日常点検は、巡回コースを決めて毎日実施し、記録に残します。
- (2) 清掃：**
 - ・清掃は清掃点検表を作成し実施し、結果を毎日記録保存します。
 - ・年末に協力者グループ（ボランティア）の協力の下、大掃除を実施します。

(事業計画書様式5)

無料事業実施計画一覧 (自主事業含む)

事業名	内容 (募集人数等)	新規	実施時期	回数
<年中行事>				
五節句「鯉のぼりと五月人形」	「端午の節句」しつらえの展示と鯉のぼり		5月	7
端午の節句鍾馗凧絵	凧絵士による鍾馗の揮毫 (日本人形文化研究所)	○	5月	1
イキイキこどもデー	こどもの日の体験イベント (しの笛、南京玉すだれ実演)		5月	1
五節句「七夕まつり」	「七夕の節句」しつらえの展示と竹笹に短冊を吊るす		7月	7
五節句「菊節句」	「重陽の節句」しつらえの展示。(菊にまつわる品)		10月	2
鏡餅づくり	餅つき、鏡餅づくりの伝承 (地元町内会)		12月	1
五節句「七草、お蔵開き」	「人日の節句」七草きざみ歌お蔵開きのパフォーマンス		1月	1
鬼は外 福は内 (展示)	節分しつらえの展示 (終鰯、福茶など)		2月	3
五節句「ひな祭りウィーク」	「上巳の節句」大正時代からのお雛様、つるし雛の展示		3月	8
<伝承文化講座、文化交流>				
日本を知ろう	日本伝統のお香の手習い		11月	2
親子でおにぎりを作ろう	かまどでご飯を炊き、おにぎり (NPO 法人りんぐりんく)		11月	1
わらべうた遊び	日本伝承あそび体験 (NPO 法人日本わらべうた協会)		3月	1
しの笛の朝	しの笛コンサート (都筑しの笛の会)		年間	51
いろりばたおはなし会	読み聞かせ、紙芝居、パネルシアター (かたらんらん)		年間	10
南京玉すだれ実演	南京玉すだれの実演、見学 (南京玉すだれ愛好会)		年間	11
<地域交流>				
邦楽春のコンサート	琴、三味線、尺八の演奏 (都筑区三曲協会)	○	4月	1
古典芸能に親しもう	謡曲のパフォーマンス (都筑謡曲の会)		5月	1
留学生着物文化交流	外国人向け着物体験 (神奈川善意通訳の会)		6月	1
青少年夏休みボランティア	竹林整備体験 (ビオトープ)、茶室整備体験 (主催: 都筑区、MY プラザ)		7月	2
アーツ&クラフツガーデン(手作り市)	主屋で手仕事市 (プロ、アマ、福祉施設)		10月	1
伝承あそびと木のおもちゃであそぶ	多世代あそびフォーラム (東京おもちゃ美術館 神奈川支部)		10月	1
ドイツ学園と国際交流	地域支援 (都筑ロータリークラブ)		1月	1
横浜市歴史博物館、文化財連携イベント	茅葺き体験ワークショップ (横浜歴史博物館「よこはま縁むすび講中」)	○	秋	2

有料事業実施計画一覧（自主事業含む）

※自主事業のうち、寄付等により減額となる場合は、最終的な予算額を（ ）で記載する。

事業名	内容 (募集人数・一人当たり参加費)	新規	実施 時期	回数	自主事業予算(円)	
					総経費	収入
楽しい竹林講座	竹林整備体験(筍堀り) (30人・@500円)		4月	1	26,000	15,000
竹林体験	地域保育園、町内会等との連携 (10人/回・@500円)		4~5 月	6	10,000	30,000
こども折紙講座	イキイキこどもデーワークショップ (30人・@100円)		5月	1	7,550	3,000
こども竹細工	イキイキこどもデーワークショップ (30人・@100円)		5月	1	7,550	3,000
着付け体験	イキイキこども着付け体験 (10人・@500円)		5月	1	9,250	5,000
手打ちそば講習会	手打ちそば打ち体験 (15人/回・@1,000円)		6月 11月	2	35,500	30,000
七夕親子折り紙講座	親子向け七夕折り(笹つき) (20人・@300円)		7月	1	15,100	6,000
キッズ茶会	小学生対象の体験講座 (7人/回・@500円)		8月	2	5,950	7,000
お月見ライブ	ライブ演奏 (50人・@2,000円)		9月	1	149,500	100,000
いり端サロン	「記憶をつなぐ：昔のくらしやしごと」 (15人・@500円)		9月	1	22,375	7,500
アーツ&クラフツガーデン(手作り市)	アート、クラフト作品等展示即売 (総売上げ50,000円)		10月	1	52,500	50,000
日本を知ろうお香ワークショップ	お香の線香づくり体験 (8人・@2,000円)		11月	2	41,000	16,000
七五三着物を着て自撮り撮ろう	七・五・三歳の着物着付け (20人・@3,500円)		11月	1	77,500	70,000
親子でおにぎりを作ろう	かまどでご飯炊き、おにぎり体験 (20人・@500円/人)		11月	1	26,500	10,000
みそ講座	寒仕込み味噌材料販売 (40人・@4,000円)		12月	1	146,000	160,000
ミニ門松講座	公園内竹を使ってミニ門松を作る (20人・@500円)		12月	1	19,500	10,000
チョット昔のお正月あそび	お正月あそび体験 (10人・@1,000円)		1月	1	26,500	10,000
煎茶カフェ	ひな祭りの煎茶カフェ (50人・@300円)		2月	1	27,750	15,000
雛茶会	桃の節句のお茶会 (30人・@1,000円)		2月	1	27,750	15,000
はぎれ草履講習	はぎれ布で作る草履作り (10人/回・@1,000円)		年間	6	61,000	60,000
楽しく着物を着ましよう	着物を着つけて楽しむ講座 (10人/回・@1,500円)		年間	8	112,000	120,000

初級茶道講座 (男性表千家)	初心者向け茶道体験 大人(7人/回・@2,000円)		年間	12	147,000	168,000
中級茶道講座 (男性表千家)	経験者向け茶道教室 大人(7人/回・@2,000円)		年間	12	147,000	168,000
初級茶道講座 (表千家)	初心者向け茶道体験 大人(7人/回・@2,000円) 子ども(7人/回・@1,000円)		年間	20	185,500	210,000
中級茶道講座 (表千家)	経験者向け茶道教室 大人(7人/回・@2,000円) 子ども(7人/回・@1,000円)		年間	40	430,500	490,000
初級茶道講座 (裏千家)	初心者向け茶道体験 大人(7人/回・@2,000円) 子ども(7人/回・@1,000円)		年間	20	185,500	210,000
中級茶道講座 (裏千家)	経験者向け茶道教室 大人(7人/回・@2,000円)		年間	40	367,500	420,000
初級茶道講座 (茶道学会)	初心者向け茶道体験 大人(7人/回・@2,000円) 子ども(7人/回・@1,000円)		年間	22	20,4050	231,000
中級茶道講座 (茶道学会)	経験者向け茶道教室 大人(7人/回・@2,000円)		年間	12	147,000	168,000
民家園風裏千家講座 (男性裏千家)	初心者向け茶道体験 大人(6人/回・@2,000円)		年間	22	231,000	264,000
外国人茶道講座	外国人対象の体験講座 (7人/回・@2,000円)		年間	3	36,750	42,000
父と子の茶道講座	父と子対象の茶道体験 大人、子ども(6人・@500円)		年間	1	2,550	3,000
煎茶講座	茶のお話と煎茶講座 (5人/回・@2,000円)		年間	10	85,000	100,000
お茶室カフェ	コーヒー、紅茶、抹茶など (15人/回・@300円)		年間	4	25,500	30,000
茶室文化事業	茶室活用事業他		年間	12	99,160	92,000

(事業計画書様式6)

業務の第三者委託一覧

業務	内容	委託会社	年回数	実施月	備考
公園草刈り	草地広場の草刈り	大塚・歳勝土遺跡公園愛護会	10	4月~8月	
夜間警備	休日、夜間の機械警備	株式会社 KSP	通年	4月~3月	

大塚・歳勝土遺跡公園文化体験施設 令和4年度 事業計画書

(事業計画書様式7)

収支予算書 (指定管理事業のみ)

(単位:円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額(D)	差引 (C-D)	説明
収入の部						
指定管理料	14,663,000					
利用料金収入	0					
自主事業収入	3,338,500					
雑入	185,000					寄付金等
その他雑入	0					
収入合計 (a)	18,186,500					

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額(D)	差引 (C-D)	説明
支出の部						
人件費	8,957,750					
給与・賃金	8,479,750					月給制1人
社会保険料	268,000					労災含む
通勤手当	210,000					5人分
福利厚生費	0					
勤労者福祉共済掛金	0					
退職給付引当金繰入額	0					
事務費	2,399,065					
旅費	10,000					出張旅費
消耗品費	587,725					
会議賄い費	10,000					
印刷製本費	214,000					
通信運搬費	262,840					
使用料及び賃借料						
(横浜市への支払い分)						
(その他)						
備品購入費	150,000					
保険料	240,000					
振込手数料	40,000					銀行振込
リース料	374,000					複合機、AED
手数料	5,000					
その他事務費	505,500					税務報酬他、
自主事業費	3,988,785					
管理費	1,850,900					
光熱水費合計	※横浜市負担					
光熱水費 (電気)	※横浜市負担					
光熱水費 (ガス)	※横浜市負担					
光熱水費 (水道)	※横浜市負担					
光熱水費 (下水道)	※横浜市負担					
清掃費	330,500					トイレ、G30
修繕費	150,000					小破修繕
機械警備費	620,400					KSP 委託
公園及び公園施設設備保全費						
施設 (建物)・設備保守	50,000					
園地管理費	650,000					公愛等
その他保全費	50,000					園内整備ボラ
公租公課	980,000					
公租公課 (事業所税)						
公租公課 (消費税)	910,000					
その他公租公課	70,000					
事務経費 (本部分)	0					
雑費	10,000					
支出合計 (b)	18,186,500					
差引 (a-b)	0					

(参考) 指定管理事業外の収支 (ショーケース販売)

設置管理許可収入合計 (c)	50,000					
設置管理許可支出合計 (d)	48,500					
差引 (c-d)	1,500					

今年度の収支計画

- ・昨年度の利益還元として、簡易音響設備を購入、イベント時の利用者サービス向上に活用します。
- ・消耗品購入は Web 購入により安価な購入先を選定。少しでも安価な調達によりコスト削減に努めます。

(事業計画書様式8)

運営目標

項 目	取組み内容及び具体的な数値目標
業務運営1 (様式2：達成目標、運営業務の実施方針、個別課題)	「保存と活用」を基本とし、文化体験施設として地域の交流促進、活性化を図る文化活動拠点とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の意義・意識の啓発イベント1回 ・利用者アンケートの実施4回 利用者満足度 80%以上 <ul style="list-style-type: none"> ・年中行事は五節句の季節展示5回 ・近隣公共施設との協働イベント2回
業務運営2 (様式2：管理運営体制、人員の配置と研修計画)	園内整備、文化体験行事、ボランティア活動の活性化、見学施設としてのガイドの充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・計画した人員の配置 得意分野を生かした人員配置 ・資格取得：食品衛生管理者1名、チェーンソー講習2名 ・計画したスタッフ研修会2回(文化体験施設ガイドライン研修、都市公園法、同条例の研修)
業務運営3 (様式3：利用者サービスの向上・利用促進策)	古民家ガイド、茶室ガイド、日本文化の体験プログラムの提供をします。市民のニーズを生かして地域連携事業にも取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートに基づく新たなサービスを実施します。新規提案2件、(ミニ門松キットの提供など) ・自主事業として新規事業4件(しの笛講習会、わら細工講座など) ・古民家ガイドブックの見直し(建物に加え園内各エリアの解説)
業務運営4 (様式3：広報・プロモーションの取組)	一般市民向けのPR広報に加えて、文化体験施設・都筑民家園に興味のある市民に対してSNSなどを活用しサービスの拡充を図ります。(イベント告知等) <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の市民への広報の充実を図るため、町内会への広報(チラシ配布、掲示板に掲示を依頼)。(5節句分、5回/年) ・SNSによるイベント告知、イベント終了後の報告。12回更新 ・イベント情報ページを親しみやすく、検索しやすい工夫を組み込んだHP改修を行います。(1回/年)

<p>業務運営5 (様式3:市民協働、市民主体の活動の支援、地域人材育成)</p>	<p>近隣町内会との連携、地域団体との連携を通じて、地域の賑わいづくりを図り、市民ボランティアの地域人材育成を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣町内会との連携イベントの実施 (2回/年) 餅つき、いろいろ端サロン ・ボランティア登録数 (35人→50人) ・市民協働自主事業提案 (新規3件) 茅葺ワークショップ (歴博)、三曲演奏会 (都筑三曲協会)、しの笛講習会(しの笛の会)
<p>業務運営6 (様式3:市の施策への協力)</p>	<p>横浜市の重点施策のうち、個人情報保護、廃棄物基本計画に基づく廃棄物処理方法、障がい者差別解消の取り組み、文化財保護法に基づく保存と活用方法などに協力して取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック廃棄物削減のためペットボトル削減、MYボトル運動 ・SDGs (持続可能な取り組み) 関連行事 2件 (竹活用、剪定枝活用など) ・障がい者に対する理解を深めるとともに人的介助を主体に対応します。
<p>業務運営7 (様式4:文化・自然体験施設の魅力を高める施設・園地管理)</p>	<p>文化財である古民家の歴史的背景を生かした心地よい空間づくり、利用者の安全を最優先にした回遊ルートの園地整備をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家ゆかりの作物の栽培 (里いも、ジャガイモ、茶畑) ・利用者安全対策 3回/年 (飛び石、園路の凸凹対策など)
<p>業務運営8 (様式4:施設(建物等)、設備の維持管理)</p>	<p>管理棟は経年劣化のため庇屋根、板戸などの補修が必要。材料費で修理できる範囲の補修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主屋雨水側溝の排泥清掃 5回/年 ・主屋犬走の床面補修 2回/年 ・池設備 (ポンプ) 点検 2回/年 ・建物の修繕計画の素案策定 (策定を意識した日常点検)
<p>業務運営9 (様式4:樹木、植栽等の管理)</p>	<p>雑木林、屋敷林の枯れ枝管理、竹林の間伐、垣根・低木の剪定。柿、梅等の果樹は無農薬栽培。剪定枝は工作材料等に利活用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹林の間伐: 春筍掘り、秋間伐、10回/年 ・生垣剪定、柿、梅等の低木剪定: 5回/年 ・園内草刈り: 2回 ・草地広場草刈 (公園愛護会): 10回/年
<p>業務運営10 (様式4:巡視・清掃)</p>	<p>毎日の安全確認の巡視、建物内の日常清掃、園内清掃 (枯れ葉集め、ごみ清掃、夏場の草むしり) を行い、園内を清潔に維持します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日巡視・清掃 335日 ・建物巡視 (建物、設備は経年劣化箇所の経過観察) 12回 ・台風、地震、豪雨、大雪後の点検 10回
<p>収支 (様式7:収入確保、経費節減策)</p>	<p>タイムリーな広報により、有料イベントの参加者収入確保しイベントの収支バランスをとります。印刷用紙の削減、プラスチック使用を削減し廃棄物処理費を削減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品 (紙代) 等の対前年比 10%削減 ・廃棄物処理費 対前年比 10%削減